

東都医保発第1801号  
(地区第1057号)  
令和2年9月16日

地区医師会長 殿

公益社団法人  
東京都医師会  
理事 魚住 葵  
黒瀬 巖



新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の  
時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等の問合せについて

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年9月2日付東都医保発第1662号(地区第983号)「新型コロナウイルス感染症の  
拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意  
事項等について」を通知した「3.研修の受講について」の質問が多く寄せられたため、厚生  
労働省医政局医事課に問い合わせた結果について報告いたします。

本通知「3.研修の受講について」において、「オンライン診療及び4月10日付け事務連絡  
に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医師は、可能な限り速やかに当該研修  
を受講するよう努めることとし、遅くとも令和3年3月末までには受講すること。」が示さ  
れました。本通知について、4月10日付け事務連絡で示された「電話や情報機器を用いた  
初診、又は電話再診による処方が可能」などの時限的・特例的な対応についても研修の受講  
が必要かとの問い合わせが多く、厚生労働省に確認したところ、当初は「4月10日付け事  
務連絡に示す内容が全て」との回答でした。

しかし、本会から日本医師会に再度の確認を依頼した結果、診療所等の諸事情などを勘案  
し、令和3年3月末までに研修を受講する義務があるのは、令和2年4月10日以降オンラ  
イン診療を行っていて、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(令和元年7月改訂)  
で求めている研修を受講していない医師であるとの回答を得ました。電話や通信機器を用い  
た初診や、電話再診による処方など時限的・特例的な対応を行った医師については、受講の  
義務はありませんが、受講することが望ましいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただき、貴会会員へのご  
周知方よろしくお願い申し上げます。

■参考:「オンライン診療研修 eラーニングのご案内について」令和2年5月1日付東都医情発第450号(地区第281号)  
「オンライン診療の適切な実施に関する指針」で求めている研修とは、厚生労働省ホームページ「オンライン診療研修  
eラーニング (<https://telemed-training.jp/entry>)」で受講できる以下の研修です。

- (1) オンライン診療を実施する医師向けの研修…オンライン診療を実施する全ての医師を対象
- (2) オンライン診療において緊急避妊薬の処方を実施する医師を対象とした研修…  
オンライン診療を実施する医師向けの研修のうち、オンライン診療において緊急避妊薬の  
処方を実施する医師を対象

※本会が10月3日(土)午後3時より開催する「オンライン資格確認の導入に向けた説明会」は、  
患者の保険資格確認についての説明会であり、本通知の「オンライン診療の適切な実施に関する  
指針」で求めている研修ではありませんので、ご注意ください。



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課  
TEL: 03-3294-8821 FAX: 03-3292-7097  
■新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報  
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>